

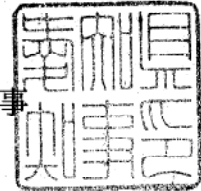


4 環 活 第 1 8 4 号  
令 和 4 年 8 月 4 日

都市計画決定権者 西尾市

代表者 西尾市長 中村 健 殿

愛 知 県 知 事



西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広  
域ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事  
意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）  
第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の7第1項  
の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長の意見は別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤル)

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ  
処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

**1 全般的事項**

- (1) 配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。
- (3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。
- (4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。

**2 大気質**

事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

**3 騒音**

計画施設の試運転時には、既存のごみ処理施設と同時に稼働することが見込まれることから、施設からの騒音に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

#### 4 動物

事業実施想定区域からの排水の放流先である須美川において、水生生物に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

#### 5 景観

計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること。

#### 6 温室効果ガス等

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

#### 7 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。



別添2

4 西環保第 100 号  
令和4年5月20日

愛知県知事 大村 秀章 様

西尾市長 中 村 健



西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ  
処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和4年5月12日付け4環活第88号で照会のありましたこのことにつきまして、意  
見はありません。

担 当：環境部環境保全課

電 話：0563-34-8111

F A X：0563-34-8115

E-mail：kankyo-h@city.nishio.lg.jp

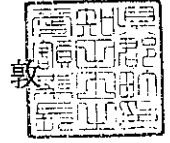




3 幸環第26号  
令和4年5月18日

愛知県知事 大村 秀章 様

幸田町長 成瀬



西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和4年5月12日付け4環活第88号で照会のありましたこのことにつきまして、意見はありません。

担 当：環境経済部環境課

電 話：0564-63-5146

F A X：0564-63-5169

E-mail：kankyo@town.kota.lg.jp

